

平成24年度第3回福島県農業振興審議会議事録

1 日 時 平成24年11月22日（木） 13:30～16:20

2 場 所 杉妻会館4F「牡丹」

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議 事

福島県農林水産業振興計画の見直しについて

(1) 福島農林水産業振興計画見直し案(中間整理案)について

(2) パブリックコメントについて

(3) その他

5 審議経過

(開 会)

司 会
(企画主幹)

本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
本日の司会進行を努めさせていただきます農林水産部企画主幹の高野
でございます。

開会に先立ちまして確認させていただきます。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されてお
り、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を
設けまして、県民の皆様にご公開することとなっておりますので、御了承
願います。

それでは、これより、平成24年度第3回福島県農業振興審議会を開催
いたします。

はじめに、千葉会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

千 葉 会 長

皆さんこんにちは。会長の千葉でございます。開催に当たりまして御
挨拶を申し上げたいと思います。今年度は農林水産業振興計画の見直し
の審議を、この間行ってまいりました。前回8月には第2回目の審議会
を行いまして皆さまから大変貴重な御意見をいただきました。さらに10
月には県内14会場で農林漁業者等との意見交換会を行ってきたとお聞き
しています。それらの意見も踏まえながら今回事務局から中間整理案を
まとめたものを指示してもらおうというようになっております。

既に皆さまの元には資料が届いているかと思いますが、大変ボリューム
も多く、ぎりぎりに皆さまの元に渡ったのではないかと思いますので、
大変だったと思いますけど、是非今日は貴重な御意見を色々いただきま
して福島県の農林水産業・農山漁村、今後の力強い復興に向けて、忌憚
のない御意見をいただきますようお願いしたいと思います。これを私の
挨拶としたいと思います。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。それではここで本日の出席者の紹介に移らせていただきたいと思いますけれども、大変失礼とは存じますが本日の出席者の紹介につきましては、お手元に配布いたしました出席者名簿をもって代えさせていただきますと思います。御了解お願い致します。

続きまして、資料の確認をさせていただきますと思います。本日の資料につきましては、次第、次第の後ろに配布している一覧として掲載しておりますけれども、委員名簿、出席者名簿、席次表、そして資料1-1～資料5までございます。その後、参考資料をお配りしております。不足等がございましたら、事務局までお申し出願います。

また、「福島県農林水産業振興計画 いきいきふくしま農林水産業振興プラン」が必要な場合はお貸ししますので、併せてお申し出願います。

それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。

議 長 規則に基づきまして議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日の委員の出席状況について事務局より、御報告願います。

司 会 委員 18 名のうち第 1 号委員の佐藤正博委員、第 3 号委員の伊藤房雄委員、加藤梅子委員、降矢セツ子委員、本部映利香委員、横田純子委員が欠席されております。現時点で 12 名の委員の皆様にご出席いただいております。

したがいまして、過半数を超える委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会は、有効に成立していることを御報告いたします。

議 長 それでは次に議事録署名人の指名をいたしたいと思っております。

議長指名でよろしいでしょうか。

(委 員) (異議なし)

議 長 それでは、岸 秀年委員と平久井 信子委員に議事録の署名をお願いいたします。

では、議事に入りたいと思っております。

まず、福島県農林水産業振興計画見直し案（中間整理案）のうち、資料 1 について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしく願います。

農林企画課長 事務局を担当させていただいております農林企画課長の佐藤でございます。

私の方から資料1～資料3に基づきまして、これまでの審議会におきます委員の御発言に対する対応方針、さらには先ほど会長の御挨拶にもございますとおり、農林漁業者等との意見交換会を事務局で開催させていただいておりますので、その結果について御報告させていただきたいと思っております。

まず資料1-1をお開きください。

資料1-1は、5月に開催させていただきました第1回での委員御発言に対する対応方針でございます。

第1回の委員御発言への対応につきましては、多くの御発言が項目の設定に関するものでございました。その委員の御発言を受けて項目を設定し、第2回の審議会の中で御議論いただいたところでございますが、項目の設定に関係するもの以外に関しても御発言をいただいておりますので、対応方針を整理してございますので、その点を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

1番から御説明させていただきますが、長島委員からの目標値を示すことにつきましては、本日指標について御審議いただければと思っております。

3番でございます。地域の方々の意向を等身大把握しながら進めるという御意見をいただきました。後ほど御説明をさせていただきますが、意見交換を開催しながらこれまで作業をしたところでございます。

4番、5番につきましては項目設定関連ですので割愛させていただきます。

6番でございます。岸委員から新しいスタイルの計画を作っていければということでございます。これにつきましても本日御議論いただきます重点戦略の中で御検討いただければと思っております。次のページでございますが、項立て以外といたしましては8番、降矢委員からピンチをチャンスにするいい機会ではないかということの御発言をいただきました。これを踏まえまして記載のとおり、農業経営を再開するに当たり、新たな生産方式の導入など支援策を強化しますという記載をさせていただきました。

9番でございます。但野委員からキチッと書けということで、将来に希望をもって取り組めるような内容に、これは見直しにあたっての基本的な考え方でございますが、そのように進めているところでございます。

10番でございます。「県民の」という部分につきましては、「国民の信頼を失ってしまった。」という御意見でしたので、「消費者の」という表現に修正をいたしました。

次11番でございますが、相双地域の再生を図るという御意見をいただきました。これにつきましては、御意見を踏まえまして非食用作物等への転換、あるいはバイオマス燃料用作物といった部分について記載しました。

次、3ページでございます。

12 番 13 番につきましては割愛させていただきます。

14 番、15 番につきましてはゾーニング等の話です。それにつきましては、委員の御意見の趣旨を踏まえまして、記載のとおり「詳細なモニタリングを継続するとともに、検査結果等の情報発信に取り組みます。」と記載させていただきました。

16 番でございます。どの地域ではどのような状況が問題になっているか等、地方の部分についても記載すべきとの御意見でございました。全県的な取組と併せて地方の振興方向につきましても記載するものとしております。

4 ページをお開きください。

17、18、19 番とやはり項目の設定に関する御意見といたしますか、震災及び原子力災害により深い傷を負っている相双地区の取扱いに關しての御意見でございます。この対応につきましては、新たな項目を設けて御議論いただいているところでございます。

以上が農業振興審議会の第 1 回目の御発言に対する対応方針でございます。

続きまして資料 1 - 2 を御覧ください。

8 月に開催させていただきました第 2 回審議会における御発言への対応方針でございます。それぞれ御説明させていただきたいと思っております。

まず 1 番、長島委員からの御発言でございますが、表現がバラバラではないかということでございましたので、「原発事故」、「原子力災害」、「東日本大震災」との表現で統一し、記載させていただきました。

2 番でございます。農家に対するケアが必要ではないかとの御発言でございましたが、委員の御意見を受け、「被災した農林漁業者等が安心して経営再開を果たせるように支援します。」という内容の文言を記載させていただきました。

3 番でございます。農地がなくなって農業者年金がもらえなくなるので困っているという御発言でございますが、直接計画の見直しに直結するものではないと考えておりますが、現場で困っている問題でございますので、農業会議等とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。

4 番以降は水産業振興審議会の整理が続いておりますので、飛ばさせていただきます。3 ページの 12 番が農業振興審議会での御発言でございます。「生産、操業だけでなく、生活基盤につきましても盛り込むべきではないか。」との御意見でございますが、資料記載のとおり修正をさせていただきます。

15 番でございます。TPP に関する御発言でございますが、御意見を踏まえ修正させていただきました。

16 番でございます。文言の記載について、6 次化、6 次産業化、地域産業の 6 次化と色々な表現を使っておりますが、これにつきましては、本県が戦略を掲げて取り組むものであることから、記載の中で「地域産

業6次化」の定義について示すとともに、「地域産業6次化」という言葉に統一して記載したいと考えております。

17番でございます。農林漁業者が戻っている姿が本当に復興した時ではないかとの御発言でございますが、御意見を踏まえて資料のとおり記載させていただきました。

19番でございます。誇りという部分が重要ではないかとの御発言でございますが、これにつきましても、御意見を踏まえて資料のとおり記載させていただきました。

20番、21番でございます。これは項目の順番に関する御意見でしたが、めざす姿の第一に「東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たした農林水産業・農山漁村」を位置づけさせていただいたところでございます。

次に5ページをお開き下さい。

23番でございます。表現につきまして御指導をいただきましたので、そのとおり修正させていただきました。

24番でございます。地力回復、特に除染後の地力回復が重要でないかとの御発言がございましたので、「地力回復対策に取り組みます。」との文言を記載させていただきました。

25番でございますが、放射性物質の検査のみならず迅速な検査の結果の公表が必要でないかという御指摘がございましたので、そうした内容に修正させていただきました。

26番でございます。全量全袋検査につきまして「県の管理の下」という表現を入れるべきとの御指摘がございました。そのように修正をさせていただきました。

27番でございます。「情報の可視化」という表現を使っておりましたが、一般的には「見える化」ではないかという御指摘がございましたので、文言を「見える化」に変えさせていただいております。

28番、直売所への影響が大きいのではとの御指摘がございました。原発事故の影響は、一部販売額が回復傾向にはありますが、依然として原発事故以前の水準には戻っていませんと現状を書かせていただきました。

29番でございます。協業化、営農集団、さらには企業化については、それぞれ違うところがあるので、同一で記載するのはいかがなものかという御意見がございました。これの対応につきましては、御意見を踏まえ、事項を分離して記載させていただきました。

30番でございます。リーダーが不足しているので、この対応が重要だということで、「地域をリードする優れた農業者の育成に取り組みます。」との文言を追加・修正させていただきました。

31番でございます。農作業の事故防止等につきましては、高齢者の農作業の事故防止について記載するとともに、放射性物質に対する従事者の放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生の確保につきましても記載

させていただきます。

7 ページをお開き下さい。

32 番に肉用牛の振興につきまして御意見をいただきました。記載のとおり肉用牛の振興を図っていくことについて、修正して記載させていただきました。

33 番です。マーケットインの考え方が漏れているとの御指摘がございましたので、そうした考え方、即ち、消費者や実需者のニーズを踏まえた考え方を盛り込んだ内容に修正させていただきました。

34 番、35 番でございますが、「農業関係団体との連携」、「土地改良区等の各事項」に関して記述の御意見をいただきました。御意見を踏まえて記載させていただきました。

8 ページをお開きください。

36 番でございますが、「地域産業 6 次化」の表現に関する御意見でございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、「地域産業 6 次化」の定義を記述しながら記載することとし、「地域産業 6 次化」という言葉を統一して使わせていただきたいと思いますと考えております。

37 番及び 38 番でございますが、6 次産業化の狙い、さらには各地域毎の展開方向が変わるだろうからそれも考慮した記述という御意見でございますが、趣旨を踏まえて修正させていただきました。

39 番でございます。定住環境の復旧・再生についても、生産の復旧・再生、復興と同様に重要でないかとの御意見がございました。私共としては、農林水産業振興計画の所管範囲を超える部分がある非常に大きなテーマと捉えており、上位計画である総合計画で取り扱うことが適当であると整理させていただければと考えております。

9 ページでございます。

40 番及び 41 番でございますが、バイオエタノール、さらには放射性物質に汚染された農地に関する御意見がございました。御意見を踏まえ、バイオマス燃料用作物あるいは再生可能エネルギーの導入促進に関連する事項について記載内容を修正させていただきました。

42 番でございます。農地転用に対する県のスタンスに関する御意見がございました。御意見を踏まえ、農地の復元が困難な耕作放棄地などにつきましては、地域の農業の健全な発展と調和を図りつつ、再生可能エネルギー発電を促進します。との表現に修正させていただきました。

以上が第 2 回の審議会での御発言に対する対応方針でございます。

引き続きまして資料 1 - 3 について簡単に御説明させていただきたいと思っております。

農林漁業者等との意見交換会を 10 月 15 日以降、11 月 13 日まで開催いたしました。14 会場におきまして、農林漁業者等 154 名の皆様から御意見を伺うことが出来ました。7 つの生活圈、農林事務所毎の開催を基本としながらも、避難地域を含む 12 市町村にございましては、各市町村毎

に農林漁業者等から御意見をいただいたところでございます。主な意見等について御紹介させていただきますが、共通する事項といたしましては、避難されている農林漁業者等への支援につきましては、農地の地力の保持も大事ですが、併せて気力の保持も重要な課題であるという御意見をいただきました。また、やる意気込みがある人には全国どこへ避難しても営農できる支援が必要ではないかという御意見をいただきました。

イの除染・放射性物質対策につきましては、やはり除染が前提となる、森林の除染がまずは基本だ、さらには検査体制の充実が必要だという御意見をいただきました。

2 ページ目をお開き下さい。安全性の PR についてですが、やはり県外から来ていただいて、福島県内の現状を見ていただくことが大事だ、モニタリングなど数多く実施し、安全性についてマスコミ・メディアを通じ、広く報道してもらうことが大事だとの御意見をいただきました。

地産地消関係でございます。やはり安全性を PR していきながら地産地消を大々的に出していくことがいいのではないかという意見をいただきました。

再生可能エネルギーの導入関係でございますが、口にしない、いわゆる非食用の作物になろうと思いますが、こういった作物に取り組んでいくべきとの御意見をいただきました。

また、農業関係の話といたしましては、営農再開についてでございますが、青写真が必要だろうと。さらに水耕栽培や施設型の栽培、そういったものの取組に対しては、技術を習得できる機会を設けてほしいという御意見がございました。

3 ページにお移り下さい。意欲を持った方からは、法人化・大規模化を進め、避難者を労働力として活用することで雇用を生み出す形で、営農再開、経営再開したいという御意見をいただきました。また、認定農業者を育てる取組も必要という御意見もございました。

農業担い手については、やはり若い担い手に継承していくことが第一だ、広く全国に公募すればやる気のある担い手は全国から集まってくるはずだとの御意見をいただきました。

大規模化、組織化、法人化等については、組織化、企業化、機械化、営農集団といった形に前向きに取り組みたいとの御発言がございました。

新たな経営・生産方式については、バイオ燃料、植物工場あるいは花きの生産といったことに感心があり、取り組みたいといったお話がございました。

私共事務局といたしましては、以上色々な生の声を聞くことができましたことは非常にありがたく、有意義なことと考えておりますし、色々な農業者の御意見を頂戴いたしまして、私共が作業をしてまいりました施策の基本方向は農業者の皆様方の思いと同じ方向にあることを再確認できたと思っております。例えば施設化でありますとか、あるいは今回の

ピンチをチャンスとして担い手への農地の集積、大規模化進めていくことでありますとか、法人化を進めていくということはまさにそうしたものと思っております。今後はパブコメも予定しておりますので、引き続き、様々な農林漁業者、他の関係者の御意見をいただきながら進めて参りたいと考えております。長くなりましたが以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。第1回の委員発議に対する対応方針、並びに第2回の対応方針、さらには10月に行いました意見交換会の内容についての紹介でございました。今、御説明いただいた中身で御質問がありましたらお願いしたいと思います。最後にまとめて意見を付したいと思いますのでよろしくお願いたします。

鈴木委員 今のお話を伺いながら、事務方の方が本気になって取り組まないと、被災された方達の思いは届かないと思います。2、3日前でしょうか、鹿児島かどこかで、学校がきれいになって、みんな喜んでいる。全然、災害に関係ないのに予算がいっぱい付いて、その予算で直したというところでもない話です。学校の校長先生も国の予算が来て、立派になって喜んでいる。何でそこに予算が行くのか、福島県をどうしてくれるの、そう感じております。県の方々にはしっかりがんばって欲しいなと思っております。農民、被災した方々はお気の毒だと思います。

議長 どうもありがとうございました。それでは岸委員お願いします。

岸委員 資料1-3ですか、農林漁業者等との意見交換会というのを見させていただきまして、非常に積極的な意見が、前向きな意見が多いと思いますので、この意見というのは非常に大切なことだろうな、農業の復興、これからの計画達成していく上では、この辺はしっかりととらまえて、計画の本筋に入れていただく必要があるのだろうなという気がしますので、全体の流れの中で重要視していただきたい思っています。

議長 ありがとうございます。他にいかがですか。冨塚委員お願いたします。

冨塚委員 資料1-2の6ページの31番、農作業事故防止についてということがありました。団体でも3か年計画ということで、このことに関して計画書で、事故ゼロなら分かるんですが、8ぐらいに数値を落とす、これは元々ゼロにしないでなければならないのではないかと思います。発言させていただきました。それから、これは農業者の方と生産者の方での要請とかの立場から言っているのですが、消費者の方々の立場からも、テレビで見ましたらば、北海道のお米がおいしいというので、販売店が福島県

産を縮小して他県のお米をとというのがあります。そこで、これは難しいかも知れませんが、やはり消費者の方も不買運動ではなく、買うというそういう行動をとっていただくような推進の方法がないのか。また、福島県民の中で、地産地消での学校給食です。私は最初、1月から学校給食4,100食をスタートいたしました。福島県の田村地方のお米を使ってということでありましたが、何か田村産は駄目だということでは会津産となって、どういう経過でなったか分かりませんが、今戻して田村地方のお米を児童の方、あるいは生徒の方にやっておりますが。こういう風になるとあらだ、こちらだといわれるといわゆる田村市民の方も、保護者というか、PTAの方々が、「何で?」、「田村の駄目なんですか」と。私は悪いわけではないから、田村の使ってくださいとあえて田村の方を申し入れをして、9月から再度使うこととなりました。変遷するようでは困ると思います。先ほどいいました消費者の方々も不買運動ではなく、販売する方も、私の方の田村市も、簡単な理由なんです。2,000本の「あぶくまの天然水」を持っていきました。誰も求めようとしません。しかし、「福島県のもの。お金いりません」といいましたら、あっという間になくなりました。消費者は、本当にそこに放射能が含まれていると思ったら、持ち帰ってゴミ箱に捨てるかどうかですよね。その辺を我々も一緒になって考えていかなければならない大きな課題かなと思っています。我々の方で一生懸命、生産者、土地を失って別の方で避難されている方、色々ありますが、そういう中で農業がこれからという時の第一点は地産地消ということであれば、それは不安を持っている方々もおられますが、目の当たりにしているのは自分がお米の生産者で相当大きいんですよ。その方が自分のところで食べないで販売して、売るわけです。そして他県から購入しているということも目の当たりにしている。こうなると、我々一生懸命、県の方も取り組んでいただいて、そして、こういう会議の中で、こういう目標、計画を立てても、自ら放棄して、相手の方で食べてください、自分は食べませんということでは、これをどうやってクリアしていくかというのが大きな課題だと思います。

今日のこの計画については8年間ありますが、これらについての目標値という時の地産地消では、自分の県は自分の方で拡大するためにはそれぞれの立場でできることがあると思っています。先ほどの目標値が事故ゼロなら分かるんですが。

あと、もう1つあったはずなんですけど、後ほど発言いたします。

議

長

はい、どうもありがとうございました。その他ございますでしょうか。

よろしいですか。今幾つか出されたことを確認させていただきたいと思いますが、鈴木委員からは、県の事務方の方で被災者に寄り添いながら、その実情を十分把握して進めさせていただきたいということです。今回の意見交換会などでも、そういった姿勢が読み取ることができると思

いますが、さらにそれをより一層進めていただきたいという御意見がございました。

それから岸委員の方は、やはりこの意見交換会の中身が非常に積極的な前向きな意見があり、これらは皆さんもお分かりになると思いますが、中身に反映させていただきたいという御意見でございました。

それから冨塚委員からは幾つかございましたが、1つは指標目標のことについては改めて議論するかと思いますが、61 ページのところでは農作業死亡事故の発生件数の所に目標値が出ていますが、当然これはゼロにするべきではないのかという御意見がありました。それから福島県の農産物です。福島県民が安全・安心というような気持ちで自らちゃんと食べる、作って食べるというような体制、仕組みをきちっと作っていく必要がある。そのための啓発活動なり、消費者の方々の理解を深めていくことも大きな課題ではないかとの意見が出されたのではないかと思います。

それではここでいったん資料1についての説明は終わらせていただきまして、これらが見直し案の中に反映されていくこととなりますので、また御意見があれば、そこで追加ということにさせていただきたいと思っております。それでは資料2へ移らせていただきます。事務局より御説明お願いいたします。

農林企画課長

それでは資料2をお開きください。まだ御議論いただいております重点戦略について、御審議をお願いしたいと思います。この資料でございますが、現行計画が左側に示してございますが、今の計画に掲げております8つのプロジェクトを記載しております。今回の見直しに当たりまして、右側のようにしていきたいというのが事務局の提案でございます。その考え方でございますが、まず、1つには現行計画に掲げましたプロジェクトにつきまして内容を検討しましたところ、引き続き取り組む必要があるんだろうと事務局では考えておりまして、一部組み替えを行うなどしまして、引き続き計画の見直し後であっても、これまで掲げたプロジェクトについては継続する必要があると考えています。

また、2点目としては、今回の見直しの大きなテーマであります東日本大震災及び原子力災害からの復興、そういったものへの対応を図るため、新たなプロジェクトを立ち上げる必要があるのではないかと考えております。このため、これまでにはなかった新しい3つのプロジェクトを設定させていただいたところでございます。この結果、現行計画に掲げる8本より1つ多い9本のプロジェクトを重点戦略として取り上げたいと考えております。

それでは個別のプロジェクト毎に御説明させていただきたいと思っております。まず、新規に設定したいプロジェクト3本でございますが、まず上の方から「避難地域等における農林水産業再生プロジェクト」を設定す

ることが適当ではないかと考えております。避難区域等の見直しに応じて、農林漁業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことにより、農林水産業の再生を図る、その対策を行うものでございまして、除染、復旧、経営再開への支援、さらには新たな経営・生産方式の導入などを盛り込んだプロジェクトであります。

次に、新規の2番目が8番の「水産業の活性化プロジェクト」でございます。現行の計画におきましては、水産業は特出しせずに各プロジェクトの中に、農・林・水それぞれ組み込んだ形でプロジェクトを設けておりましたが、御承知のとおり沿岸部の産業である水産業は非常に困難な状況にあります。独立して水産業の活性化プロジェクトを立ち上げることが適当ではないかと考えました。漁業の活性化を図るため、漁業再開への支援、漁業就業者の育成・確保、資源の維持培養などの取組を盛り込みたいと考えております。新規の3つ目が「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」でございます。太陽光や水力、木質バイオマスなど地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、豊かな農山漁村の形成を図るものです。今ほど申しました太陽光や風力を活用した発電施設、小水力発電、木質バイオマス発電施設の導入を図るとともに、園芸施設等におきます太陽光等の利用の促進、さらには、原材料の供給や施設の設置によりまして耕作放棄地等の有効利用に併せて資する、そのような取組を盛り込んだプロジェクトを考えたところであります。

以上が新規のものでございます。また、4番「『ふくしまの恵みイレブン』強化プロジェクト」、5番「地域産業6次化の推進プロジェクト」、7「県産材フル活用の促進プロジェクト」でございますが、これらについては継続し、2番「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」、3番「農業担い手育成プロジェクト」、6番「農山漁村の防災力・減災力の強化プロジェクト」につきましては矢印を付してございますが、現行計画に掲げるプロジェクトを一部組み替え、あるいは統合化を図ることによりまして設定したいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議

長

はい、どうもありがとうございました。重点戦略の見直し案ということで、今回の震災、原発事故に対応して新しく新規プロジェクトを立ち上げるといったものが3つあります。それから継続と組み替えということで、現行計画では8つになっておりますが、見直し案では9つということで御説明がありました。それでは御質問、御意見をお願いしたいと思います。

富塚委員お願いいたします

富塚委員

あの、見直し案の方の新しい9番の新規となっておりますが、太陽光

や木質バイオマスはよろしいんですが、その耕作放棄地等の有効活用とあります。この太陽光とか、木質バイオマス、企業が進出する場合に農振除外が、我々は本当に困っております。今までのとおりの法律ですから、やりたいといっても農振は除外できません。小さな面積ならいいのかもしれませんが、相当な日数も要します。ですから特例としてそういう方向を盛り込まなくてはなかなか、導入といっても出来ないと思います。その辺りを御理解いただきながら取り組んでいただきたいと思います。

議長 どうもありがとうございました。その他いかがですか。

但野委員 (代理松川氏) 現行計画の中に3番として「有機農業の産地形成を目指した環境と共生する農業の推進」とあります。これが2番の組み替えの方の「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」。基本的に、福島県の場合ですと循環型農業ということで、有機ということだけでなく、いわゆる耕畜連携なり、そういったもの全般的な循環型農業を推進して、味のいいもの、安全・安心なものというふうなことで、これは生産者の努力目標というか、そういった感じで進めてきたと思うんです。ただ、見直し案の2番の方になりますと、ただ一個「有機農業をはじめとする環境と共生する農業の推進」、これが大きな課題から1つの小項目になってしまった。こうなりますと、今までやってきたことは何だったのか。私は今、畜産関係、只野会長の代わりに出ておりますが、今一番困っているのは、安全な堆きゅう肥であっても耕種農家が引き受けないと、ということで非常に滞留しております。そういった中で、畜産農家そのものが一牛房の、1つの区切りの中で今まで4頭飼っていたものを3頭として、飼養頭数減らして、余ったものは、そこでオーバーになったものはよその県の牛舎等を借りて、生産に励んでいる。その方がかえって、いわゆるハードルも低くなるという話も聞いております。そういうことではなく、やはり、きちっと安全・安心なことが担保されている堆きゅう肥であれば県内の農家の方、そういうことを標榜してきちんと消費者の方に繋ぐということをもう少し強く出していただければと思うんですがいかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。

後ほど、担当課なり事務局からまとめて説明していただくということで、まずは皆さんから御質問、御意見をいただきたいと思います。その他ありませんか。

私から、現行計画の所では「“ふくしまチャレンジゆめファーマ”育成プロジェクト」のところで認定農業者の育成は、見直し案でも出てくるのですが、女性や高齢者による多彩な農業経営の実現は見直し案では消えています。中では位置づけられているということになるのかもしれない

ませんが、何故消えてしまったのか。私としてはできれば出して欲しい。震災の中でも女性がんばっていますし、前回の伊藤委員などの発言の中でも、直売所で奮闘している。その担い手は女性や高齢者です。そういう所を是非汲み取って反映していただきたい。

その他いかがですか。

それでは事務局からお答えできるところをお願いします。

農林企画課長

それでは、委員からの御発言に対して、お答えできる部分について説明させていただきます。まず、富塚委員から御発言のございました転用規制が大きな障害になっているとのお話ですが、私共も十分承知をしております。そうした点を十分踏まえながら、重点戦略の構築を図っていくことが重要だと考えております。資料4の148ページを御覧いただきたいのですが、今回の大震災及び原発事故によりまして色々な影響がございます。私共現在、検討しておりますのは、優良な農地は引き続き食料生産のため使っていくのが大前提であると思っておりますが、例えば、農地への復元が困難な耕作放棄地、津波により被災した農地、放射線量の高い農地、こういったものがありますので、これらを地域資源として活用し、併せて地域の農林漁業の健全な発展との調和を図りながら、太陽光や風力による再生可能エネルギーの発電を促進したいということが基本的な考えであります。転用規制の問題につきましては、引き続き国等に働きかけてまいりたいと考えており、長期的にはこのような考え方で進め、喫緊の課題につきましても、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

松川委員からのお話の循環型農業関係でございますが、今回再編した考え方ですが、やはり安全安心が基本になって循環利用されるものと考えています。委員もお話のとおり、堆肥が安全だろうと確認して循環していく。安全、安心、循環、そして持続可能という大きな括りの中で捉えることができるものと考え統合する形でのプロジェクトにした訳でございますが、分割した方がよろしいというならば、それも検討したいと思えます。私共は広い意味で安全・安心があることで、従来の循環型の持続可能な福島型農業が再構築される。したがって、ひとくくりとして、プロジェクトとして掲げられると考え提案させていただきました。

また、会長からお話がありました高齢者や女性の部分ですが、まだまだ議論が不十分な部分がございますので、会長からの御意見を含めまして、重点戦略の中身を検討させていただきます。ありがとうございました。

議 長

今の御説明でいかがですか。

但 野 委 員

安全・安心な農林水産物供給プロジェクトは、別に放射能汚染がある

(代理松川氏) からというのではなくて、当たり前概念だと思います。大きなくくりは必要かと思いますが、どこの産地であれ、安全・安心なものを供給していくのは基本だと思います。福島のような状況を踏まえた特徴を出さないと柱としては不十分だと思います。

議 長 分割の話もありましたが。その点はいかがですか。

但野委員 (代理松川氏) ここの中に、特徴的なこと、例えば、循環なり有機だったり、一言なり入れて、今までの継続したことをより重点化していくんだということが見えれば構わないと私は思っています。

議 長 福島の特徴が見える形に工夫して欲しいという御意見と受け止めさせていただきます。
富塚委員はどうですか。

富塚委員 可能かどうか。安全・安心はどこの県で生産されているかという問題は、お金を出して買っている消費者にとってはどこで生産されているかが構わないんだと思います。私は全袋検査とかは目に見える形でやりますというスタンスを見せているんです。消費者に渡るのが福島県のどこで生産されたかはどうでもいいんだと思います。しかし、全部検査やらなければならないということで皆困っている。ですからこの中で、もしやるとすると、原発事故がおきたことによってこうして対応していきますということを表面に出して対応するもの。今までのものは今まで通りのものとする方が分かりやすいと思います。何か所も放射能、放射能とでてきて、他のものはどうなのかの話になりますから。原発事故後、全袋検査や食品検査をして安全なものをしっかり提供していますということになります。
除染はきりがありませんね。県内全部やるんですかとの話になります。除染は分かりますが、大きな課題です。食の安全・安心ならばしっかり検査しますと表に出して言う方がいいんだと思います。除染となると、終わったんですかの話になる。森林、農地、高い所、低い所、原発周辺は除染したけど、自分達の所はどうなのかの話になる。除染にも取り組んで食の安全・安心のための検査に取り組んでいます。今までのものは今まで通りすすめますという方が分かり易いんだと思います。

議 長 関連してあればお願いします。平久井委員お願いします。

平久井委員 安全・安心についてです。知人の女性です。70歳を超えて一生懸命りんごを作っているんです。知事の資料を増し刷りしてくれって言うんです。福島県では出荷前に放射線緊急時モニタリングを実施しており、基準値

を下回っていることを確認しております。平成 24 年 11 月 16 日、という知事のサイン入りの資料をモバイルサイトで閲覧可能ですという資料を JA の職員が持ってきてくれたんです。たった 2 枚なんです。私、りんごの色付けの作業とかわからないが何か手伝えないかと聞いたら、増し刷りしてくれと頼まれたんです。一生懸命は分かるんですが、鈴木委員が言ったように、予算をですね、末端の農業者にこのようなものを買ってもらえれば、消費者と生産者のつながりも深まると思います。友達は北海道から長崎まで箱に紙を入れて送りますから。紙 1 枚で農産物のりんごの信頼性は上がると思います。予算を取っていただきたいことと、県でもやってくれているんだなということが伝わります。

議長 白岩委員をお願いします。

白岩委員 富塚市長は我々の市長なので、事情は良くご存じかと思います。安心・安全で 1 つ問題提起します。現在、田村市山根地区は田畑、住宅の除染に取り組んでいます。今、ゼオライトが大量に入ってきていて、10 アール当たり 200kg ぐらいなっています。10 アール当たり 45,000 円で地区の人が写真を撮ってやっています。こういう所でうちらは来年米を作ります。この状況で安全・安心な米のイメージがどうなんだと思います。10 アール 200kg となると草刈った後、真っ白になります。安全・安心と一言で言いますが、我々 200kg のゼオライトを振って作った者からすれば、はっきり言って耕作意欲はありません。仮に作っても孫には食べさせないと思います。市長には申し訳ありません。安全・安心は現実的に取り扱って欲しいと思います。

以上です。

議長 岸委員をお願いします。

岸委員 話は変わりますが、重点プロジェクトの命名ですが、現行プランの時は色々装飾がかかって、関係のない人でも読もうかなという気が起きるのですが、今回は全部真面目すぎて魅力が感じられない。例えば前は「ふくしまチャレンジゆめファーマー」という表現があったが、今回はなくなった。読ませないと意味がないので、読ませるような表題にして欲しいと思います。

それから、安全・安心ですが、安心・安全は別ものだということを頭に入れて動いていかないといけない。安心は買ってくれる人が決めることで、生産側は安全しか作れないということです。安全も比較安全ということで、例えば放射線の問題、学校給食で横浜はセシウムの下限值が 0.9 というのがあって、0.9 以下は ND ですと書類がでていますが、0.9 以下はあるんですねとの話になる。そうすると安心はどうしようもなくな

る。我々も安心・安全ですよと言うんですが、安全ですよということを出して行って、安心を醸し出していくことをしていかないと何言っているのよと言われるのが落ちであります。福島市も学校給食で 10Bq/kg 以上になった時は給食に使用しないこととしている。福島のものを使うことによって給食の教育がおかしくなっている。お母さん方が福島のを食べさせたくなければ、食べなくていいよと学校は指導している。だから、嫌いなものは食べないという子どもがいっぱい出てきている。非常に問題だと思っている。牛乳は福島県産を使うこととなっているので、牛乳は飲まない子どもがかなりいますので、教育上おかしいなと思っています。それを黙って見過ごしているのは嫌な気がしていますけれども、なかなか安全・安心は一緒じゃないなと思っています。こういうものを書くときも注意しないといけないと思っています。

以上です。

議長 長島委員をお願いします。

長島委員 全体の印象としては良くまとまっていると思います。新規の部分も良くできていると思います。その上で若干申し上げたいのは、「農業担い手育成プロジェクト」の部分になると思います。所得確保があって担い手育成があるので、総合計画審議会でもお話ししましたが、生産農業所得の提案もあるので感謝してありますが、要は経営の持続ができる所得の確保があって、さらには所得の向上がポイントになるのですが、その所をプロジェクトのテーマとしてしっかり位置づけて意識してやりますよということは生産者を勇気づけるには必要だと思います。所得確保のためには販売を伸ばす。生産資材を節減する。生産性向上を図る。農地の集約、さらには6次化の話。それが所得向上に向かっていく。全ての道は所得向上につながるが見えるようにプロジェクトのテーマを整理いただければ、生産者の方もそうかと、腹を据えてやるんだなと受け止めてもらえると思います。

その点を申し上げたいと思います。

議長 他にありますか。

それではいくつも各委員から意見が出されました。岸委員からは魅力的なタイトル、表現の工夫があってもいいのではとのお話がありました。安全・安心はどうやって実行性のあるものにしていくのかということだと思います。この見直し案そのものは皆さん異論はないものと思います。困難な課題があって、どのように取りに組んでいくのか。そこをきっちり示す必要があるのではないかと意見が多かったのだと思います。

長島委員からは所得の確保を前面に出していくということ、重点戦略で見える形にしていくことが、生産者の希望につながっていくのではと

いう御意見だったと思います。

もし事務局、担当課の方で補足説明することがありましたらお願いいたします。

農林企画課長

本日お示ししたのは、資料の表題にもたたき台と書かせていただきましたが、まだ、骨子の粗々のものなので、各委員から今御意見いただきましたので、再度しっかり内容を積み上げていく作業をしてまいりたいと思いますし、委員からの御意見にもありましたが、やはり福島の特徴なり、受け手である県民の皆様に重点戦略を御理解いただきやすいような整理をしてまいりたいと思います。

議長

まだ、あるかと思いますが、後で時間をとりますので、先に進めさせていただきます。

それでは、資料3の説明を事務局お願いします。

農林企画課長

資料3をお開きください。見直し計画に位置付けます指標について御審議をお願いするものであります。今回新たな項目「東日本大震災及び原子力災害からの復興」という節を設けましたことから、現行計画より指標数は増やしたいと考えております。新規の項目を中心に御説明させていただきたいと思いますが、個別の指標について御説明させていただく前に、指標の設定や、目標値の基本的な考え方につきまして、御説明申し上げます。

まず、第1節関係でございますが、新しい項目ということであり、それぞれの事項を進行管理していく上で、やはり指標を設定し、それによりまして、施策を点検することが必要だと考えておりまして、100%にはなっておりませんが、各項目毎にまんべんなく指標を設定することで作業をさせていただきました。また、目標値の設定にあたりましては、基本的に震災前の状況を1日も早く取り戻す、そうした基本的な考えで設定しており、加えて単に震災前に戻すだけではなく、可能な限り発展させていく、そういった考え方の下に指標値を設定しております。そうしたことによりまして、生産者の皆様に将来展望を持っていただける、あるいは、将来展望を持って生産活動を行っていただけるような指標値、目標値とするとの考えで設定してございますのでよろしくお願ひしたいと思ひますし、県といたしましてはその目標値の実現のために、積極的に施策を展開していくんだというメッセージも込めた中での目標値設定であると御理解いただければと思ひます。

それでは、新規指標を中心に御説明させていただきます。なお、指標の欄に星印が付けてございますが、これは親計画で、県の最上位計画である総合計画にも盛り込んだ指標でもあることを示していますので、御理解をいただきたいと思ひます。

4章第1節の「1 避難地域における農林水産業の再生」でございますが、新規として農業関係では、「避難地域において経営を再開した認定農業者数」を盛り込みたいと考えております。避難されている方が戻って営農を再開されるその認定農業者数ということで750経営体以上を目標に掲げたいと考えております。

「2 生産基盤の復旧」では、「農地の復旧率」を掲げたいと考えております。警戒区域など見通しが立ちにくい所もございますので、それを除きまして100%の数値を目標に掲げたいと思います。

「3 被災した農林漁業者等への支援」では、「生産農業所得」を新たに設定したいと考えております。これは長島委員からもお話がありましたように農業産出額だけでは、農家の手取りというものがよくつかみとれませんので、御承知のとおり中山間地域を対象とした直接支払いなり、戸別所得補償といった経常補助金の制度として設けられておりますので、それら取りこんだ農家の手取りがみえるような指標として、生産農業所得を掲げることが一番よろしいのではないかと考えたところであり、震災前を超える「1,180億円以上」を目標に設定したところでございます。

「4 放射性物質による影響の除去」でございますが、「(1) 放射性物質の除去・低減」では「除染実施計画に基づく農用地の除染進捗率」について100%を目標に設定しました。

「(3) 消費者の信頼確保」では、新規といたしまして、「地元産の食材を積極的に使用していると回答した県民の割合」について、「上昇をめざす」ということで考えております。

次に2ページをお開きください。

第4章第2節につきましては、継続の指標を中心に記載しておりますので申し訳ございませんが、説明は割愛させていただきます。

第4章第3節「農業の振興」でございますが、新たな指標といたしまして、「2 農業経営の安定」で「経営安定に資する対策への加入率」を新たに入れたいと思っております。これは農業者戸別所得補償制度の加入率でございますが、目標値は「70%以上」とさせていただければと考えております。

3ページをお開きください。

「3 農業生産基盤の確保・整備」の関係指標でございますが、ここにつきましては、現行の指標を基本的には継続するような形を考えております。

「4 県産農産物の生産振興」でございますが、水稻につきましては指標を入れ替えて、新たな指標について掲げたいと考えております。従来は「特色ある多様な米づくりの作付面積」ということで色々な米づくりがひとまとめとなった指標が設定されていましたが、今回の見直しにあっては「環境と共生する米づくりの面積」、「加工用米・新規需要米

の作付面積」、「県オリジナル品種『天のつぶ』の作付面積」それぞれに分けて目標値を設定したいと考えております。特に県のオリジナル品種〔天のつぶ〕の作付面積につきましては、「6,000ha 以上」まで拡大していきたいと考えております。

次に4ページをお開きください。

園芸作物、畜産の豚までにつきましては、現行の指標を引き続き使いたいと考えております。

5ページをお開きください。

鶏関係でございますが、新たに63番でございますが、「地鶏出荷羽数」を盛り込みたいと考えております。福島県の会津地鶏や、川俣シャモ、これら地鶏について、特色ある鶏肉として生産の拡大を図ることを示すものであり、現況値を大幅に上回る「20万羽以上」を目標値に設定したいと考えております。

「第4章第4節林業・木材産業の振興」は林業関係でございますので、説明は省略させていただきます。

次のページ第5節は水産業でございますので、併せて説明は省略させていただきます。

7ページ「第4章第6節魅力ある農山漁村の形成」でございますが、「3 地域産業6次化による農山漁村の活性化」において、いくつか新規に指標を設定させていただきたいと考えております。「農産物の加工や直売等に係る従事者数」、「農産物の加工や直売等の年間販売金額」、「6次化商品数」でございますが、大幅な拡大を盛り込みたいと考えております。農山漁村地域の活性化の切り札としてこの部分については、力を入れて取り組んでいくとの考えに基づく指標とさせていただきたいと思っております。

8ページをお開きください。

「4 快適で安全な農山漁村づくり」「(1)農山漁村の定住環境の整備」でございます。94番「有害鳥獣による農作物被害額」について、現行の約7割以下まで下げていく目標を定めたいと考えております。

98番でございます。「浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池の割合」でございますが、100%を目指すということを目標に掲げたいと考えております。

以上でございます。

また、10ページ以降に「地方の振興方向」について記載がございますが、これはまだ御議論いただけてない「地方の振興方向」において記載する部分でございますので、後ほど文章の記載内容と併せて御説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

また、先ほど、富塚委員からお話のございました農作業死亡事故関係でございますが、継続指標でございますので飛ばしてしまいまして申し訳ございません。28番の「農作業死亡事故年間発生件数」の指標でござ

いますが、これは現況「22件」、平成22年でございますが、事務局案は目標値を「8件以下」と設定させていただいております。これの設定の考え方ですが、御承知のとおり、本県は農作業死亡事故の発生件数が多い県であります。こうした状況にありますことから、少なくとも全国水準並み以下にするということで「8件以下」を目標値としたものであります。委員御発言の趣旨について、この数値の設定の仕方そのものについての御意見であり、例えば「ゼロを目指す」というような方向性を示すような目標値の設定の方がいいだろうとの御発言であり、何件という具体の数値を示すことの意味合いがあるのか吟味すべきであろうとの御意見だと受け止めましたので、もし方向性を示すようなことの方がより適当だろうということであれば、そのように検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。それでは只今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いします。

田中委員をお願いします。

渡部委員
(代理田中氏)

渡部委員の代理の田中と申します。確認の意味を込めまして発言させていただきます。農業は農地を基盤に生産して消費者につながっており、生産活動の中で認定農業者もこれだけ増えているのだと思います。一方で農地については、先ほど以来、富塚委員よりありますが、現在、大震災、原子力災害によりまして、色々な災害復旧のための用地として需要が高くなっていることは皆様御承知のとおりだと思います。その一方で、地域の大きな産業と言えれば農業であることとすれば、農地とはどうなんだろう。つまり私が申し上げたいのは、この指標の中に現況値、目標値がありますが、農地とは一体どうなっていくんだろうかということ、これは大変難しい課題かと思いますが、国の方でも農地面積は一定程度確保しようと2、3年前は目標値があり、福島県でも目標値を作ったと記憶しているのですが、震災からの復興のため、福島県は土地利用調整が大変難しくなっていると思います。また、将来像として農地として利用できなくなる土地も出てくるかもしれないので、指標づくりは大変難しいとは思いますが、ただ、原則論を言えば農地がなければ農業生産はできない。担い手も当然農地を使って農業経営していくことを考えれば、どうあるべきなんだろうかということを考えてこのテーマを見れば、現況の農地と農業の目標値をどう考えればいいのかということを考えていれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

岸委員お願いします。

岸 委 員

避難地域における農林水産業の再生のところで、施策を見ていきますと例えば新たな経営生産方式の導入ということが計画にあがっていますが、そのような指標はどこかにあるのか。見つからなかったのので教えていただきたいのですが。

議 長

いくつかまとめて答えてもらいたいと思いますので、他にありませんか。

2点ほど意見がありました。1つは県として、農地をどのように位置づけていこうとしているのか。土地利用調整とかあって農地でなくて転用ということも出てくる可能性が高まってくると思いますし、他方では放射線数値がかなり高く農地として利用できない場合も出てくる可能性があるといったことを踏まえた場合、農地再生をどのように考えているのかということ。もう1つは、指標ですね。避難地域における新たな生産方式の指標、目標値がどこに掲げられているのかということです。

事務局お願いします。

農林企画課長

田中委員の農地の関係でございますが、事務局案には農地面積は記載をさせていただいておりません。その考え方と、いわゆる生産基盤の確保に関する指標の提案の考え方ですが、委員御指摘のとおり正に農地は農業生産基盤の根幹でありまして、これをしっかり確保していくことが重要であることは全くそのとおりでございまして、決して農地の面積を軽んじている訳ではありません。ただ、実態といたしまして耕作放棄地が増大をし、作付面積は減少傾向にあります。毎年の状況を見ましても、農地が新たに作られる面積の10倍くらいがかい廃されているのが実態でありまして、いかに耕地面積の減少傾向に歯止めをかけていくかといったことが大きいのではないかと考えました。そうした中、福島県は耕作放棄地が多いということで、耕作放棄、せつかくの農地なのに本来の利用がなされていない部分の手当をしっかりとやることが行政としては重要だと鑑みまして、先ほど御説明をしましませんでした、36番でございますが「耕作放棄地の解消面積」を指標として掲げ、また、その今後の取り組みといたしましても従来の実績以上に積極的に施策を講ずることによって解消を図っていく指標にしまして、委員御指摘の農地を守っていくんだという方針、考え方につきましては盛り込んでいるものと考えております。農地の将来面積を設定することそのものにつきましては、御承知のとおり、被災地域等でありましては、様々の避難あるいは帰還される住民の方々の生活、あるいは産業再生のための施設用地としての需要が高まってくるのではないかと思います。優良農地を農地として活用していくのは当然のことではございますが、地域の住民の方々の福祉の向上

のために地域資源をどう活用していくのかといったより高い部分での御判断も当然あるんだろうとっております。そのかい廃面積を見込むことは、厳しいかなとっております。御意見を頂戴したいと考えておりますが、私共の立場といたしましては、「耕作放棄地の解消面積」を指標とし、農用地について農的利用をしていくことで代表させていただきたいと考えております。

それと、新たな生産方式関係の指標でございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、7番に「生産農業所得」を書かしていただきました。これはいわゆる売り上げだけでなく、いかに所得を増やすかということで、品質の向上なり生産性の向上なりコストの低下なり、そういったものを通じることによって、いわゆる手取りを高めていくということでございまして、間接的ではございますが新たな生産方式の導入といったものも、当然加味した中で整理されているものと御理解をいただければ幸いですし、これは御説明申し上げませんでした。地方の計画にあっては、12 ページ相双地方の6番には、「養液栽培面積」といったものをあげてございます。また、13 ページいわきでございしますが、6番でございまして。園芸作物の振興ということで「養液栽培面積」を指標にあげてございます。こうしたものを代表として位置付けているということで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長 はい、どうもありがとうございました。今お答えいただいた事に関して、何か共通事項があればお願いしたいと思います。

鈴木委員お願いします。

鈴木委員 今御説明を伺っていながら思いましたのは、農地を守るとかありますけども、守る人達の平均年齢、その辺がどうなっているのかしらと思います。仮設に入っている人達の中、高年齢が心配ですと言ってますけど、実際今まで計画を作った中で、農業をきちっとできるんでしょうか。なかなか大変だと思います。

議長 質問でしょうか。

鈴木委員 質問です。できたら教えて欲しい。

議長 高齢化が振興している中で、農地を守る担い手がどうなんだろうと。白岩委員お願いします。

白岩委員 うちの地区も耕作放棄地の解消と言うことで、前にも言ったかと思うんですが、直接支払制度の加盟人数が現在 14 名おりまして、80 才以上

高齢者夫婦でしたが、千葉の息子さんの方へ転居しましたので、耕作放棄地、10cm 位以上木が生い茂っていたんですけど、直接支払制度の目標といえますか、やはり耕作放棄地の解消というのが1つの項目にありましたので、うちの地区で大体14名なんですけど、約100万円程の金額が入っています。それを利用して耕作放棄地を解消しました。今は、景観作物ということでやりたいと思っているんですが、何分こういう状況ですので、いろんな作物、今年は景観作物やっておりません。ただ来年はヒマワリを植えようという話になっておりまして、種の購入は依頼してあるところです。ですから耕作放棄地の解消が先ず第1段階なんです。ではいったいその耕作放棄地をどう解消するんだ、そうするとやはり個人の土地でありますので、やはり集落でお互いがやらないとなかなか難しい面があるようです。ただうちの方は解消しました。まあそういう方法も1つの手かなと思っています。

議長 ありがとうございます。高齢化は進んでいるものの、集落で集団的に農地を守っていく、このような取組は県内あちこちに見られるのではないかと思います。それで農地を守っていくことが可能かどうかという問題はありますが、白岩委員がおっしゃるとおり、頑張っているんだと思います。補足等であれば担当課なりお願いします。

農林企画課長 まず鈴木委員からのお話でございます、平均年齢からお話しをしたいと思いますが、22年のセンサスでは福島県の農業就農人口の平均年齢は、66.8歳でございます。こうした高齢化になっておりますこと、私共今回の見直しにありましては、今後の福島県農業を支える農業者ということで、認定農業者を育てていく、そうした考え方から指標を設定させていただいたところでございます。耕作放棄地につきましては、解消に努めてまいりまして今回指標を作らせていただきました。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。そうしましたら、大分時間が経ちましたが、富塚委員お願いします。

富塚委員 白岩委員が申したとおりであります、県の市町村でですね、耕作放棄地になる以前に農地の転用とかあります。4、5条。そうしますと、どこでも農業委員会で決めてしまい、半年間借用、転用、あとは誰が確認しているのか。半年終了したもの凄いですよ、福島県の田んぼ、畑の面積が。毎月もうあれだけのhaといたら、これですから農地がもの凄く減っているはずですよ。作らない所は。その例えば半年なり1年間借用しますと、譲渡する人もあるでしょう。それを見ても、或いは田んぼの、或いは畑の中に駐車場とか住宅とかもの凄く件数です。誰かとは内

緒です所以说えないんですが、こういうふうな事でどんどんと減少している中で、更に減少しているということがどうなのかと。本来はその農業があつてなんです、我々も含めて、コンビニで24時間いつでも買える、与えられると思つてしまつているその豊かさが、いつでも買えるだろうとの思いがある。しかし、実際は好景気であろうと何であろうと、いざという時にはなかなか手に入らない。まあ何でもそうですよね。オイルショックも。ですからその一時は我慢しても後は忘れてしまう。この大震災もそうです。ですからこの点を、農業というのは本当に立て直すとかだけではなく、国民を守るといふなら、日本の国をきちんとやるために、我々のこの原発事故を受けて、更にどうあるべきか模範を示していかないと、なかなかこの目標の担い手の育成、先ほども所得が無い、農家の方が自分で作つて自分で売つてゐるもの1つも無い。漁業も。ですから農業がやりたくてもやれない、気力が無い。現実の問題はそこにあると思うんです。そういう状況下の中でありますから、本当に県の方と農業会議の方のその辺の関係もどっかで調整しないと、一方で認めているとどんどんと減つていく訳ですよ、減らしている。ですからその辺をお願いしたいと思つますし、市町村に対する農振除外の区域の見直しについてもどうあるべきかというのは、全体的に考えないと一部は認め、一部はダメとなると、大変な事になると思つますので、福島県としては最低これ以上、田んぼは或いは畑は潰してはならないという基本的な面積、そしてそこから収穫はどの位あるかによって福島県民を守る、或いは日本国民を守るというそこをきちつとした設定が、国と県がそういう調整しながら、福島県はこの点については、絶対面積は守つていかないと、その点から農業の話をしていかないと、なかなか難しいと思つます。ですからそういった意味も含めて横の連絡調整もお願いしたいと思つます。

議 長 大変大事な御意見ありがとうございます。それではそういった事も是非見直し案に反映させることをお願いしたいと思つます。それでは休憩を取らせていただきたいと思つます。15時20分まで休憩を取らせていただきまして、次に進まさせていただきます。では休憩に入りたいと思つます。

議 長 それでは中間整理案の資料、第6章以下の「地方の振興方向」の説明に入りたいと思つます。事務局から説明をお願いします。

農林企画課長 それでは資料4をお開きください。前回の第2回の審議会でお示しできなかった部分につきまして、資料4、厚い資料に基づきまして御説明をさせていただきます。申し訳ございませんが分量が多いので座らせていただきながら御説明することをお許してください。それでは、これまで

議論いただいていない部分について御説明させていただきます。

まず 12 ページをお開きください。12 ページは第 2 節福島県の農林水産業・農山漁村の特性の中の 5 「県民の意識」でございます。前回は空欄でございましたが「(1)農山漁村への期待」として平成 24 年 8 月に実施しました県政世論調査結果を盛り込んでございます。農山漁村に対しまして、人々が生活する場、食料を生産する場として関心が高い状況がございまして、震災が関係すると思いますが、「水資源のかん養や土砂崩れ・洪水などを防止する役割」への期待が前回の 21 年度調査結果を上回っている状況がございます。

13 ページでございまして、「(2)農林水産物の購入に関する意識」でございます。21 年度調査結果と比較できるように並べて示してございますが、半数以上の方がですね、引き続き、「国産の食材を積極的に購入する」、「ごはんを中心とした日本型食生活を実践する」、「食べ残しを減らすなど食品の廃棄を減らす」と御回答くださっておりますが、下の「地元産の食材を利用状況」につきましては、前回から比べますと、大幅に減っているのが現状でございます。「はい」どちらかと言えば「はい」を合わせた合計が 24 年度では 60 % 程度、21 年度では 80 % 程度ということで、20 ポイント程減少してございます。

次に 24 ページをお開きください。「第 3 章ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」、「第 1 節基本目標」でございます。基本目標の言葉そのものにつきましては調整中とさせていただきますが、基本目標に至る考え方につきましては、アンダーラインを引きましたとおり、今回お示しをさせていただきました。内容と致しましては、情勢は震災前とは全く異なる状況に現在あり、16 万人もの県民が避難を余儀なくされ、多くの方が故郷への帰還の見通しが立てられず、不自由な生活を強いられている。農林水産業にありましては、農地等が放射線物質によって汚染され、作付制限や出荷制限、風評による買い控え等深刻な問題が発生しております。農林漁業者は安全な農林水産物を生産するため、吸収抑制対策等の取組を進めておりますけれども、風評被害はなかなか収まらず、精神的・経済的に大きな負担を強いられている状況にあります。こうした中、単にふくしまを震災前の状況に戻すだけじゃなくて、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいかなければなりません。消費者の期待にしっかり応え得る、持続可能な農林水産業を実現するとともに、何よりも農林漁業者を含めて全ての県民が安心して住み、暮らすことのできる故郷を取り戻すことが重要であります。農林水産業は地域経済社会を支える基幹産業として、魅力的な食や仕事、環境の実現に中心的な役割を果たしまして、若い農林漁業者等が意欲とやりがいを持って活躍できる産業、有機農業など環境と共生し持続的に成長できる産業となることを目指します。また、あらゆる人々が連携し、様々な地域資源を発掘・活用しながら、活力ある地域社

会を造りあげていきます。そして、震災を乗り越えまして、安心・安全な農林水産物を消費者に提供し、環境と共生する農林水産業、持続的に発展する農林水産業に携わって生きることの「誇り」を胸に、子どもたちへ引き継いでいきます。このような考え方で記載してはどうかと御提案申し上げます。なお、現行計画ではスローガンを定めておりますが、事務局といたしましては、御承知のとおり震災1年余り過ぎまして、「ふくしまから始めよう」、「フューチャー・フロム・ふくしま」というスローガンにより復興に向けて、県全体・県民一丸となって運動を展開しているところがございますので、農林水産部の独自のスローガンを別に設ける必要性はいかかなものかと考えており、もし必要であれば各年次毎の計画推進の中で設定していくことで、計画自体としてのスローガンは掲げないことが適当ではないかと考えております。

次に 160 ページをお開きください。「第5章重点戦略」でございます。ここはめざす姿の実現を図るために、計画期間内に重点的・戦略的に取り組む施策をお示しするものでございます。先ほど御議論いただいたところですが、御意見を踏まえ、熟度を高めてまいりたいと思います。

次に 161 ページ、「第6章地方の振興方向」でございます。第6章は四角で囲んだ記載のとおり、「地方の特色」、「現状と課題」、「振興方向」、「重点的な取組内容」、「施策の達成度を測る指標」、この5項目に沿って整理をし記載をしてございます。それでは県北からそれぞれ御説明をさせていただきます。

162 ページをお開きください。「第1節県北地方」でございます。少し飛んでいただきまして 164 ページ、県北地方の振興方向でございますが、農林産物の安全・安心を確保し“くだもの王国”等によりまして地域活性化を図るもの、でありまして、重点的な取組内容といたしましては、「(1)放射性物質による影響の除去」、「(2)農林業の担い手の育成・確保」、「(3)農業の振興」、165 ページに飛びまして、「(4)森林・林業の再生と木材産業の振興」、166 ページ「(5)都市との交流促進と農山村の活性化」としております。また、「5 施策の達成度を測る指標」は 11 掲げておりまして、そのうち、上の「農林地除染の実施面積」、次の「出荷自粛品目数」は新たに項目として設定をしたものであります。

次に 168 ページをお開きください。第2節として県中地方を記載しております。県中地方の振興方向につきましては 170 ページでございます。18 行でございますが、「食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業」を振興方向として取り組む内容としております。重点的な取組内容としましては、「(1)東日本大震災からの復興と安全・安心な農林水産物の提供」、「(2)担い手の育成・確保」、171 ページに移りまして、「(3)生産の拡大・産地体制の強化」、「(4)農林業者と消費者や他産業との絆づくり」、172 ページにいきまして、「(5)快適で安全な農山村の形成」、この5点を掲げてあります。

173 ページでございますが、施策の達成度を図る指標には 10 個あげてございまして、新たなものとしたしましては、1 番上の「緊急時環境放射線モニタリングにおける不検出の割合」、2 つ目の「浸水想定区域図が作成された農業用ダム・ため池数」、1 つ飛びまして、「主要園芸品目販売額」、1 つ飛びまして、「県中地方地域産業 6 次化ネットワーク会員数」、これらを指標に新たに掲げ、施策の達成度を測ってまいりたいと考えております。

次に、「第 3 節 県南地方」でございます。県南地方の振興方向の 176 ページでございます。176 ページの上の方でございますが、「東日本大震災からの復興と源流の郷にふさわしい農林業環境の維持・保全」、「消費者ニーズに応える産地づくりと地域の農林業を担う担い手の育成・確保」、「農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進」、「多様な主体との連携による農林業の活性化」、これらを重点的な取組内容といたしまして、清らかな源流を生かし次世代に繋ぐ県南地方の農林業をめざしていくというものでございます。

178 ページをお開きください、11 の施策の達成度を測る指標を掲げておりまして、農業関係では全て継続でございます。

180 ページをお開きください、「第 4 節 会津地方」でございます。会津地方の振興方向につきましては 182 ページでございます。原発事故による影響を克服し、循環型の農林業や特産品開発など地域の特色を生かした取組の発展によりまして、地域経済をリードする次世代の農林水産業・農山村の礎を築きます、というのが振興方向でございまして、重点的な取組内容としては、「(1) 東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所事故からの復興」、「(2) 地域資源を生かした新たな仕組みづくり」、次の 183 ページ「(3) 地域の特色を生かした攻めの農林水産業の展開」、「(4) 守り育てる農林業と安全・安心な暮らしの確保」を掲げております。

また 184 ページ、施策の達成度を測る指標には、12 を挙げてございます。この内、農業関係では新たな指標として、2 つ目「グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数」、3 つ目、「あいづ” まるごと” ネットの会員数」、中ほど下、「アスパラガス施設面積」、「農用地利用集積面積」、「浸水想定区域図が作成された農業用ダム・ため池数」を新たに盛り込んでいるところでございます。

次に南会津地方。186 ページからでございます。振興方向につきましては 187 ページでございますように、風評被害の払拭に努めましてですね、南会津園芸産地の振興、「南会津ブランド」の強化、地域資源を生かした交流人口の拡大、農林業と観光産業との連携による所得向上、これらを振興方向としており、重点的な取組内容といたしましては、「(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興」、「(2) 多様な担い手の育成・確保による園芸作物の振興」、次のページにいきまして、(3) 森林・林業

は割愛しまして、「(4) 6次産業化、農林業と観光産業との連携推進」、「(5) 豊かな農山村の維持・保全」を重点的な取組内容としております。

189 ページには施策の達成度を測る指標を 10 個掲げてありまして、このうち、中ほど「あいづ”まるごと”ネットの会員数」は新たな指標でございます。

次に 190 ページ相双地方でございます。相双地方はかなりアンダーラインを付してありますように、大幅に見直しをしております。192 ページでございますが、「3 振興方向」でございます。ちょっと読ませていただきますが、津波被害の復旧、放射能汚染の影響を低減する他、モニタリング検査の徹底と安全・安心のための正確な情報発信によりまして、地域特性を生かした農林水産業の振興を図ると共に、地域資源を生かした農山漁村の活性化に向けた総合的な施策に取り組めます。また、避難指示区域等に関しましても、記載のとおり振興方向に盛り込んで書いております。「4 重点的な取組内容」につきましては、「(1) 放射性物質の影響の払しょく」、193 ページにいきまして、「(2) 津波被災を考慮した農林地、農林漁業等施設の復旧」、「(3) 放射線の影響に配慮し、冬季温暖な気候を活かした農業の振興」などを記載しております。194 ページの内容は、森林・水産業なので説明を省略させていただきます。

195 ページでは施策の達成度を測る指標でございます。10 個掲げておりまして、新たな指標といたしましては、「海岸保全施設整備率（農地海岸）」等を掲げてあります。

196 ページにはいわき地方の振興方向が記載されてありまして、振興方向については 198 ページでございます。温暖な気候等の優位性を生かして、園芸作物の産地化などによって農業の振興等を図る。さらには他産業との連携によって付加価値を高めながら、森林と大地と海の恵みを未来へ繋ぐことを振興方向に掲げてあり、重点的な取組内容としましては、「(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興」、199 ページにいきまして「(2) 「サンシャインいわき」の農業・農村の振興」、それと 200 ページでございますが、「(5) いわきの安全・安心な農林水産業の提供と魅力ある農山漁村の形成」、そして 201 ページでございますが、「(6) 「森・大地・海」の循環による自然環境との共生」を農業関係の重点的な取組に掲げております。

また、5 の施策の達成度を測る指標には 13 挙げてありまして、そのうち農業関係の新しい指標としては、上から 3 番目「観光農業の推進」があります。

以上が第 6 章関係でございます。

次に第 7 章関係です。202 ページをお開きください。「第 7 章計画実現のために」でございます。ここでは、計画の実現に向けた取組を「1 計画推進に当たっての考え方」、仮称でございますが「2 絆づくり運動（仮）の展開」、「3 計画の進行管理」の 3 つに分けて記載をしております。

まず、「1計画の推進に当たっての考え方」でございますが、従前の記載では、例えば県民に期待する役割とか、それぞれ主体毎に内容を記載しておりましたが、今回はコンパクトにしたいと考えておまして、アンダーラインのとおり、これまで以上に県民、農林漁業者、商工業者、関係団体、市町村など、様々な主体との連携・協力を進め、本県の農林水産業・農山漁村の復興・再生、さらには持続的な発展に向けた各種施策を積極的かつ効果的に展開していくことが重要です。県にありましては、それぞれの主体の活動を支援するとともに、ともに支え合う絆づくりを推進するなど、この計画の実現に努めます、という表現で記載しております。

次に204ページでございます。「2絆づくり運動（仮）の展開」といたしまして、震災からの復興・再生のためには、消費者等からの幅広い理解と支えが不可欠でありますので、消費者、農林漁業者、関係者の相互理解と連携を深める「絆づくり運動（仮）」を展開します。また、「3の計画の進行管理」にありましては、毎年進捗状況や成果を点検するとともに、農林漁業者、消費者の声を的確に反映し、着実かつ効果的な施策展開を図ってまいります。重点戦略につきましては、年次別の工程表を作成して進行管理を行います。進行管理の結果につきましては、本日の報告事項でもございます、「農業・農村の動向等に関する年次報告」によりまして、県民の皆様方等に分かりやすく公表していくということ。さらには、情勢の変化に対しては、柔軟かつ機動的に対応しますと記載してはどうかと考えております。また、前回の委員の御発言の中で、用語に分かりにくいものがあるとのことでしたので、205ページ以降用語解説を記載させていただきましたので、御参考になさっていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは御質問、御意見がございましたらお願いいたします。また、全体を通しての御意見等もあわせてお願いしたいと思います。

岸委員お願いいたします。

岸委員 第1節県北地方のところの166ページ。「施策の達成度を測る指標」の中に、この中で、振興方向に農産物の安心・安全の確保するところに、地域農林業を支える担い手を育成・確保し、“くだもの王国”の維持・発展、農業用管理施設等と書いてあるんですが、“くだもの王国”の維持・発展ということが振興方向にあるんですが、指標のところ見ると「ももの出荷数量（福島・伊達地域）」これだけ見ると減ってるんですね。目標値が小さくなっているということは減るということなので、いかなものかと感じがしたので、ちょっと検討して欲しいと思っております。他の

くだものをやるのであれば他のくだもの目標を掲げるとか何とかした方がいいのかなと思いました。

議長 現況を上回るような目標数値を設定したのを入れた方がいいのかなと。

岸委員 振興方向に、“くだもの王国”の維持・発展とありますから。

議長 減っていった方がいいのかどうかですね。

県北農林事務所長 県北農林事務所の鈴木でございます。私の方から御説明をさせていただきたいと思えます。くだもの関係で、ももを入れたのは代表的指標ということで、ももの出荷数量を掲げました。その上で数字の関係ですが、23年度は実はですね、震災後の風評被害で、今まで直接農家の方がやっていたものが、農協を通して出荷するという流れになっていまして、23年度の数字が極端に膨らんでいるようなかたちになっています。今年度の数字でいうと12,757 tになるものですから、この数字が確定すれば現況の数字は、できればこの数字を使わせていただければと思っているんですけども、そういった格好でみるとですね、今までの状況を踏まえまして年度によってバラツキがありまして、15,000、16,000 tという状況なものですから、ここから本当に年度毎に伸ばしていったって、最終の目標値としては17,200 tと設定しました。

岸委員 その考えは私はちょっとおかしいと思うんですけど、農協さん通さない物はここの計画として数字として捉えないという意味合いからですか。そういうことですよ。

県北農林事務所長 はい。

岸委員 ではその他の業者が取り扱っているものは無視という形になる訳ですね。

県北農林事務所長 無視ということではないですが、数値として掴みにくいというものですから、代表的な指標としては、JAを通して販売された出荷量を指標として出させていただいたということです。

岸委員 であれば、22年度もそのような形でもらった方がいいのかなと思えます。昨年度は重要ですよ。

県北農林事務所長 現況値については、何か注釈を付けるなど工夫をさせていただきまして、検討させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

岸 委 員

はい。

議 長

それでは長島委員お願いします。

長 島 委 員

前回もお尋ねしたのでありますが、34 ページの再生研究センター、これ今回削除になって、一番下の○の4として文章整理されたわけですが、このことはやはりきちっと、重要な、かつ期待をしていたものでありますので、この経過については、今日はきちっと説明をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議 長

34 ページですね。再生研究センターのことですね。

長 島 委 員

前回もどういう経過になっているかお尋ねしたのですが、その後、この様に削除となっていて、一番下に「必要な研究拠点を整備します」という風に整理になったのですが、恐らく国との関係で通らなかったと推測されますが、相当検討したはずなんですよ。ですからどういう経過でなったのか、さらには「必要な研究拠点を整備する」とさり気なく書いてありますが、このことも単なる文章表現なのか、「きちっとやっています」という決意を込めて書いたのか、その辺はやはりよく説明を委員の皆さんにはする必要があると思っております。

議 長

どうもありがとうございます。では、そのことについて御回答お願いいたします。

農 林 地 再 生
対 策 室 長

はい、農林地再生対策室でございます。ここの部分につきましては、今年の2月から「農林水産再生研究センター」、これは仮称でございましたが、専門の外部有識者の方々をお招きして、構想の検討をして参りました。その中で、当初は、放射能関係の試験的な対策、試験研究するという構想でございましたが、委員の先生方の意見を踏まえますと、既存の研究機関で取り組んでいる部分があるということがございまして、この新たな研究拠点につきましては、特に避難が指示されている地域の方々、現在少しずつ戻り始めているわけですが、ここの地域の農業の再生、営農の再開のために研究というよりもむしろ支援をしていって、一緒になってやっていくような、農業の再生をしていくような意味合いの施設を浜通りに設置したいと現在も検討を進めております。ただ、予算が現在ついておりません。国に対しては復興交付金等で対応するように強く申し入れてございますけれども、現在は基本的な計画づくりを進めてございまして、現在の目標といたしましては平成27年度の下半期にできれば開設したいということでございます。研究だけではなく、

既存の研究機関とうまく連携しながら、営農の再開に向けた支援をするような施設をつくっていくということでございます。決して後退ということではなく、既存のところとの連携をうまく図りながら、役割を絞ってきたということでございます。

議 長 どうですか、長島委員。御意見があれば。

長 島 委 員 経過は分かりました。質問の前にお聞きしたかったというだけです。

議 長 他にいかがですか。大河原委員お願いします

大 河 原 委 員 先ほど千葉会長がおっしゃったように、このような復旧・復興、それこそ福島県のこれからの農林水産業には女性の出番といたしますか、それがすごく重要視されています。この度の震災においても、女性が色々と炊き出しなど、支援という形で色々活動してきたことが認められます。いろんな面で、6次産業化、直売、それから高齢化・福祉関係なんかもみんな女性というところが必要であると思っておりますので、やはりどのような場所でも、女性を評価していただくためにも、ここの文言を消さないで欲しいなという思いでお話いたしました。今、風評被害などでも、それぞれが生産者の立場で、私たち女性部協議会でも地域に直売所をやりまして、それぞれで払しょくに向けてがんばっております。また農青連の方でも、県内ばかりでなく、県外各地に飛び回って、払しょくに向けて。生産者として、すごく昨年よりも今年の方が収入が少ないというのが一番の悩みなので、先ほど長島委員がおっしゃっていたように、私たち生活費、収入が一番肝心なところですので、こういったところに何らか形で女性の力も関わってきていることから、ぜひ消さないで、女性をあげてほしいと思っております。お願いでございます。

議 長 ありがとうございます。それでは、担当課の方でお願いします

農業担い手課長 農業担い手課の江田と申します。女性の農業参画につきましては、指標でいいますと資料3の27番のところに「家族経営協定締結数」という指標を掲げておりますが、この指標につきましては、農山漁村の男女共同参画の中心になる指標に位置づけられております。私どもの認識としては、県内で農業法人化等が進んでおりますが、その経理面、マーケティング面で女性の活躍が著しいという認識を持っております。資料2の現行計画の"ふくしまチャレンジゆめファーマー"育成プロジェクトの項目の3つめに「女性や高齢者による多彩な農業経営の実現」という項目がございますが、維持してほしいという要請はこの項目かと思っております。この項目につきましては、見直し案の農業担い手育成プロジェクトに矢

印が向いておりますけれども、先程から別の質問でございましたところで、県内の基幹農業従事者の推移という御質問がございましたが、このところと女性の活躍との整理が今求められているという状況であります。具体的に申しますと、基幹的農業従事者、年間 150 日以上農業をやっておられる方ではありますが、平成 22 年度の構成比でいきますと 60～70 歳の方が 33% を占める状況にあります。70～80 歳の方が 40% を占めるという状況にありまして、これから振興計画を策定していく上で高齢となった農業者の分を、誰がどう担うのかというところが大きな問題として上がってきております。そのため、これから少ない農業者の中で農地を有効活用していくかという視点を盛り込む必要があると認識しておりまして、新たな見直し案の黒四角の 2 つ目、3 つ目のところですが、高齢でやめられる方を補充することが緊急に必要なこと「■ 新規就農者の育成・確保」、それから限られた農業者に農地を集積する必要があるということで「■ 農用地利用集積の促進」をあげているところでございます。女性の問題につきましては、現行計画の中に認定農業者の育成や農業法人等の経営力強化等を上げておりますけれども、ここにつきましては、これまで数を確保したいということで進めてきたところではありますが、長島委員の方からお話しがありましたように、所得を上げていく、それでモデルとなるような農家群を作っていく必要があるということで「■ 地域をリードする経営体の育成」ということを考えておりました。この中で女性の農業者の活躍も期待していきたいということで一端の整理をしているところでございます。

以上です。

議 長 いいですか。

大河原委員 それでは認定農業者というのを女性でというような考えもお持ちにならなっているんじゃないでしょうか。

議 長 はい、お願いいたします。

農業担い手課長 補足させていただきます。これは第 3 節、60 ページではありますが、概括的な考え方についてはお話ししましたが、具体的書き込みとしましては 60 ページの 2 つめの項目に「女性農業者の経営参画の推進と高齢農業者の活動促進」という項目をあげまして、先ほど代表指標であります家族経営協定のお話しをしましたが、その言葉を盛り込みながら文章表現しているというところなんです。説明足らずで申し訳ありませんでした。

議 長 できれば、先ほど岸委員も言っていたことなのですが、顔が見える、表現を少し工夫していただくと。もう現に反映されている、意味合

いが含まれていると理解しています。それこそ見える化が大事じゃないかと言われていきますので、その工夫などが必要かなと考えています。御検討いただければと思います。それからもう一点ですが、前回策定された計画では「女性認定農業者数」というのが目標値としても掲げられていたんですね。今回は、何故かそれがなくなっているの、ぜひそれを入れていただくのか、何か御検討いただければと個人的には思っております。御検討ください。他にいかがでしょうか。はい、鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員 先程のお話を伺いまして、いろんな政策決定の場と言うと大げさになりますけども、そんな場にも女性を入れて欲しいと感じております。市町村それぞれ何かあるかと思いますが、やっぱり高齢社会になりまして、女性が長生きしてまして、いろんなそういう場にぜひ女性を交ぜてほしいと感じております。

議長 具体的にどこをとということではなく、全体としての基本方向、基本姿勢についての御意見だったと思います。他にいかがでしょうか。それでは松川委員お願いいたします。

但野委員 (代理松川氏) 78 ページ「県産農産物の生産振興」であります。「園芸作物」の「果樹」のところにありますけれども、ここで上げておられるますのは「ももの栽培面積」、「日本なしの栽培面積」と。福島県の場合には、ももとりんごの複合経営という形で、それがあってはじめて県北の果樹王国というか、そういったものが維持されていることとなりますと、これから、試験研究機関でも新品種、オリジナル品種出しているし、何かそういう形でやはりりんごにも言及しておくべき、入れたくなるんじゃないかと思えます。

議長 りんごという文言など具体的に入れるべきだという意見ですね。

議長 関連していますか。それでは御意見いただいた上で回答いただくこととします。白岩委員。

白岩委員 私は若い頃農村青少年クラブ、俗にいう4Hクラブに入っていて、活動していました。今回農業振興審議会の委員になりまして、この分厚い資料を何回か見ているのですが、4Hクラブの場合は、農業改良普及所がありまして、その普及所と結構繋がりが深く、色々と活動した経験があります。ここに関しても、あるものを使う。確かに、この際なので、研究所や何や彼や作るのは結構だが、農業改良普及所は地域に密着していますが、農業の衰退とともにどんどん統合され少なくなってお

るようですが、やはり農業改良普及所の役割は十分復興に役に立つのではないか。人数が足りなければ補充をして、新しいものを作るよりはあ
るものをどんどん使ってもらってですね。作るよりは人を増やした方が
安いので、どんどん活用してもらった方がいいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。他にございますかね。今2点ほど出されましたので、1つは78ページの園芸作物のところにりんご、こういったもの
も入れ込むべきではないかという御意見。既存の関連機関、普及センタ
ー等の活用という点をもうちょっと重視する必要があるのではないかと
いう意見があったと思いますが、何か関連して担当の方であれば。

園芸課長 園芸課長の松本でございます。只今松川委員の方からりんごの関係で
お話しがありました。おっしゃられるとおり、りんごにつきましては、
本県の果樹栽培の中でも、ももに次いでなしと同等の面積、生産額とい
うことで、重要な作物と認識しております。昨今、温暖化等の影響がご
ざいまして、傾向としては年々減少傾向、特にりんごの色つきの関係で
減少傾向にございまして、これから新たに大きく拡大するという部分で
はなかなか厳しい状況があります。ここではももと日本なしを上げてお
りますが、これは前段にございましたふくしまイレブン品目の中に取り
込まれている重要品目でございますので、今回、特にもも、なしについ
て重点的に記載をさせていただいてところでございますが、重要性の部
分では我々も同じように認識しておりますので、りんごの件についてさ
らに検討させていただければと思います。

議長 では、お願いいたします

農業振興課長 普及所の支援内容、活動内容でございます。現在7つの農業振興普及
部と7つの農業普及所がございます。普及課題ということで、担い手の
育成や、地域農業の確立のほか、昨年度から放射能対策ということで重
点的にも取り組んでいるところでございます。委員の方から4Hクラブ
というお話しがありまして、若い農業者については、昔から青少年クラ
ブを育成しながら、普及所が核になって取り組んでいるところでござい
ます。今日では、若い人達が東京に行って風評被害の防止の取組をする
とか、また新しい技術の開発を担うとか、いろいろな革新的な取組をし
ているところでございます。今後は特に放射能対策について、試験研究
で開発した技術を迅速に現場に普及するなどの取組を関係市町村、指導
農業士等地域の担い手と連携しながら進め、活動を充実してまいりたい
と考えております。

議 長 はい、説明がありました、どうですか。いいですか。りんごについては、イレブン品目ということで、ここでは書き込まないということなんですが。

但 野 委 員
(代理松川氏) 県としての振興計画なんですよ。そういう中で、ある程度重きのある樹種について、目標とまではいなくても、そのりんごの中で重点的にこういうものを進めますという風な書き方はあるのかなど。目標を設定してどうのこうのというのは気にしませんが、このままだと、福島県はこれからりんごをやらないのかと取る人も出てくるのではないのかな。何だ力入れていないなど。県北では無袋ふじとか、わい化栽培とか先進的な取組をやってきた、そういう実態がありますので、そういった方の生産意欲を喚起する意味でも、何らかの形は必要なのかなと私は思います。

議 長 そうした意見も受け止めて御検討いただくことでお願いします。その他、何かございますでしょうか。だいぶ時間も迫ってきておりますので、もし1つ、2つあれば。全体を通していただいても結構だと思います。よろしいですか。それでは、ここで、このところの議論は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。今日の意見を踏まえて中間整理案を策定していただきたいと思います。続いてパブリックコメントについて、事務局より説明をお願いします。

農 林 企 画 課 長 資料5をお開きください。パブリックコメントでございますが、資料5にありますように見直し作業の一貫といたしまして、県民の皆様からの意見を計画の見直しに反映させるためパブリックコメントを実施したいと考えております。実施時期は12月中旬から1か月間を予定しております。パブリックコメントでいただきました御意見等につきましては、次回の答申案の検討に反映させるよう作業をしてまいりたいと考えております。なお、パブリックコメントで示す内容でございますが、私共事務局といたしましては、本日委員の皆様から色々御意見を頂戴いたしましたので、完全とまでは至らなく、一定以上は委員の皆様の御意見を反映した形で、つまり中間整理案を再度整理した上でパブリックコメントを行いたいと思っておりますが、再度委員の皆様にお集まりいただき、審議会を開催することは困難でありますので、申し訳ありませんが、今日の委員からいただきました御意見への調整につきましては、会長と私共事務局が協議して調整することでお認めをいただきまして、委員の皆様には当然パブリックコメントの前に内容についてはお配りいたしますが、そうした作業をすることについて、お許し願いたいと思っておりますので、御提案させていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 事務局から提案ですがどうでしょうか。いかがでしょうか。そういう形でもよろしいでしょうか。（各委員から同意する旨の意思表示あり）そうさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で本日の議事を終了したいと思ひます。長時間にわたり活発な御討議をいただきありがとうございます。特に何か、皆様からありましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。それではその他として事務局からありましたらお願ひしたいと思ひます。

農林企画課長 いいえ、特に用意したものはありません

議 長 それでは最後になりますが、農林水産部長から御発言をお願ひしたいと思ひます。

農林水産部長 本日は長時間にわたり、熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。私からいくつか今回御意見いただいた件について考え方を述べさせていただきたいと思ひます。

1つは消費者に対する安全性の PR、特に富塚委員からもお話しがありましたように、地元の学校給食を中心に地元のもの使わないという動きがあるという話、非常に耳の痛い話でありまして、我々としても教育委員会の方にも話しておりますし、この指標の中に地元の地産地消で、地元産品を使う割合というものを入っておりますが、この問題につきましては、特に子どもさんを持っているお母さん方、福島から県外に避難されている方もいらっしゃるということもありまして、我々としては、この4月から、前にもお話ししましたように食品のセシウム摂取基準が100ベクレルという、国際的に言うと米国は1,200です、ヨーロッパは1,250。その中でこういう厳しい数値でやっていくと方針を決めたわりには、その意味ですね、100をちょっと超えただけで、今にも危険なような風潮に陥りがちなところをリスクマネジメントと申しますか、色々と講習会なんかをやっているんですが、国の方にも要望活動で言っていますが、不安とストレスを与えないような正しい放射線に対する知識というものを我々も PR していかないといけないと感じているところであります。

それから安全・安心の問題で、安心は受け取る側の心の問題だということは十分承知しておりますが、だからこそ安心していただけるような PR といえますか、今申し上げたようなリスクマネジメントもそうですが、安心していただけるような様々な説明や PR に力を入れていきたいと思っているところでございます。

それから農地面積の目標というお話しがありました。直接いくらというところはなかなか出しにくい問題ではあります。本県は全国一耕作放棄地が多いというところでございますので、耕作放棄地をどう活用していくか、本来農地に戻らないというところについては市町村毎に計

画を作って農地から外すという方法も1つございますし、先ほどあったように再生可能エネルギーの拠点として整備するという方法もありますが、耕作放棄地の対策、今回被災した農地につきましては、指標にありますように100%復旧し、併せて農地の利用集積を図って、本気になって農業をやっていこうという意欲のある人たちに農地を利用集積していきたいと思っております。

農林水産再生研究センターの記述が後退したのではないかというお話しがありまして、これについて鋭意国と財源の問題も含めてやりとりをしておりますので、今はまだ、ここには書けない状態で後退したような表現となっておりますが、今基本構想も含めて作成をしておりますので、次の審議会までにはもう少し別な形で表現できると思いますが、頑張っていきたいと思っております。

それから女性の活躍の見える化という話がありましたが、確かに県の様々な審議会、農業振興審議会も含めて、女性は4割以上ということでやっておりますが、我々控えておりますのが野郎ばかりで、その視点が抜けていることを痛感しておりますので、何らかの形で見える化をさせていただきたいと思っております。今日いただいた御意見について検討いたしまして、反映状況についても明らかにして、また御意見をいただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。それでは本日の審議は終了いたしましたので議長の職をを終わらせていただきたいと思っております。御協力ありがとうございました。

司 会 千葉会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては御審議いただき誠にありがとうございました。次第にしたがいますともう1つここでお時間いただきたいと思っております。報告事項1件ございます。事務局の方から報告事項といたしまして「農業・農村の動向に関する年次報告」について説明させていただきたいと思っております。それでは事務局お願いします。

農林企画課長 はい、時間が押しておりますので、簡単に目次でどういうものか御説明させていただきます。お手元に冊子、「農業・農村の動向等に関する年次報告」、9月に議会に提出をさせていただいたものをお配りしております。表紙をめくっていただきますと目次がございます、時計文字の2番で「農業・農村の動向」を、また、時計文字3番といたしまして「講じた施策」を記載しております。御承知のとおり、23年度にありましては、震災の年であったことから、大幅に通常予算を組み替えまして、時計文字3の1にありますとおり、東日本大震災及び原子力災害の対応に当たってまいりました。そうした活動の取組内容を記載しております

ので、詳しくはお時間の関係で割愛させていただきますが、お目通しをいただければ幸いに存じます。

以上です。

司

会

ありがとうございました。只今の事務局の説明で御質問等ございましたらお願いいたします。簡単に進めてたいへん恐縮でございます。それでは、ここで事務局から2点ほど御案内したいと思います。次回の審議会でございますけれども、1月下旬か2月の上旬ぐらいを目途に開催を予定しております。そこで答申案等をまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。開催時期が決まりましたら御案内いたしますので、日程の調整等よろしくお願ひします。もう1点でございます。県庁の方の駐車場に止められた方、駐車券の無料の案内等事務局の方でできますので何なりとお申し付けください。

以上をもちまして福島県農業振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉 会)

福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	富 塚 有 暲
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 衛 (代理 田中 亮)
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義 (代理 松川 裕)
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一 (代理 渡辺 強)
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 孝 一
福島県農業振興審議会	委 員	白 岩 昭 男
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	会 長	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子

福島県

農林水産部	部 長	畠 利 行
〃	技 監	田 村 完
〃	政 策 監	高 荒 昌 展
〃	食産業振興監	安 海 好 昭
〃	次長 (農業支援担当)	大 谷 秀 聖
〃	次長 (生産流通担当)	甲 斐 敬 市郎
〃	次長 (農村整備担当)	櫻 田 浩 二
〃	次長 (森林林業担当)	宍 戸 裕 幸
〃 農林総務課	部参事兼課長	安 藤 正
〃 農林企画課	課 長	佐 藤 新 太郎
〃 農林技術課	課 長	須 田 博 行
〃 農業振興課	課 長	浅 野 裕 幸
〃 農林地再生対策室	室 長	沢 田 吉 男
〃 農業担い手課	課 長	江 田 和 行
〃 環境保全農業課	課 長	佐 藤 清 丸
〃 農業経済課	課 長	木 本 茂 宏
〃 金融共済室	室 長	飯 村 和 美
〃 農産物流通課	部参事兼課長	吉 田 肇
〃 水田畑作課	課 長	井 上 久 雄
〃 園芸課	課 長	松 本 登
〃 畜産課	課 長	二 瓶 卓
〃 水産課	課 長	八 多 宣 幸
〃 農村計画課	課 長	後 藤 庸 貴
〃 農村振興課	課 長	長谷場 伸
〃 農村基盤整備課	課 長	小 島 重 紀
〃 農地管理課	課 長	菊 地 和 明
〃 森林計画課	課 長	松 本 秀 樹
〃 林業振興課	副課長兼主任主査	加 藤 克 行
〃 県北農林事務所	所 長	鈴 木 清 昭
〃 県中農林事務所	所 長	谷 井 彰
〃 県南農林事務所	所 長	水 戸 典 明
〃 会津農林事務所	所 長	渡 邊 裕 樹
〃 南会津農林事務所	所 長	熊 耳 倉 雄
〃 相双農林事務所	所 長	鈴 木 弘
〃 いわき農林事務所	所 長	戸井田 和
〃 農業総合センター	所 長	佐々木 昭 博